

# 初鹿通信

第 221 号

令和 7 年 1 月 吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者  
 経理担当者  
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

## 令和7年度税制改正大綱のお知らせ ※R6年12月27日閣議決定

令和7年度の税制改正大綱について、重要と思われるものをお知らせいたします。

<個人所得税>

○基礎控除の引き上げ(令和7年分以降の所得税から改正予定)

合計所得金額が 2,350万円以下である個人の基礎控除額が 10万円引き上げられます。

納税者本人の合計所得金額	現行の控除額	改正後の控除額
2,350万円以下	48万円	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	16万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	0円	16万円
2,500万円超	0円	0円

○給与所得控除の引き上げ(令和7年分以降の所得税から改正予定)

給与収入 162.5万円以下である場合の給与所得控除は現状 55万円の最低保障額がありますが、この給与所得控除の最低保障額 55万円が 65万円に引き上げられます。

○給与所得の源泉徴収税額表及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の改正

(令和8年1月1日以後に支払う給与等から改定予定)

基礎控除と給与所得控除の引き上げに伴い、給与所得の源泉徴収税額表が改正されます。

○各人的控除の合計所得金額要件の引き上げ(令和7年分以降の所得税から改正予定)

基礎控除引き上げに伴い、配偶者控除、扶養親族控除、ひとり親控除、勤労学生控除の合計所得金額要件が以下のように引き上げられます。

所得控除項目	現行の合計所得金額要件	改正後の合計所得金額要件
配偶者控除	48万円	58万円
扶養親族控除	48万円	58万円
ひとり親控除	48万円	58万円
勤労学生控除	75万円	85万円

○特定親族特別控除の創設(令和7年分以降の所得税から改正予定)

19歳以上23歳未満の親族等の合計所得金額が48万円超の場合は扶養親族となりませんでした。が、特定親族特別控除を創設して、その親族等の合計所得金額に応じて、段階的に控除額が変わります。

○確定拠出年金等の拠出限度額の増額(将来の確定拠出年金法等の改正に伴い改正予定)

老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出型年金等の拠出限度額が7,000円～最大42,000円程増額されます。

<資産課税>

○法人版事業承継税制の役員就任要件の緩和(令和7年1月1日以後に贈与より改定予定)

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度について、役員就任要件が現行の「贈与の日まで引き続き3年以上」から、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に緩和されます。

<法人課税>

○中小企業者等の法人税の軽減税率の特例(令和7年4月1日以後に開始する事業年度から改正予定)

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例制度について、2年延長となります。

しかし、次の見直しが入ります。

- ① 所得金額が年10億円を超える事業年度は、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を現行の15%から17%に引き上げる。
- ② 特例適用対象法人の範囲からグループ通算法人を除外して、現行の15%から本則19%が適用されます。

○防衛特別法人税(仮称)の創設(令和8年4月1日以後に開始する事業年度から改正予定)

防衛力強化に係る財源確保のため、防衛特別法人税が創設されます。

課税標準法人税額に4%を乗じた金額が防衛特別法人税として課税されます。

課税標準法人税額は、所得税額控除・外国税額控除などを適用しないで算出した法人税額から、基礎控除額(年500万円)を引いた金額です。

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。